々

 \mathcal{O}

に形成さ

えてみませ

んか

これまでの意識や活動のな思識の思い込みなど、女性割分担意識、性差に関する

など、女性産

ます。お誘いあ入場無料で、

あ

めわせの上

気になる子育て家族がい 待 育 児放棄・

月は たら相談を

児童虐待防止 推進月間です

子育ての おおたけ版ネウボラ_ ジワンス・ トップ窓

(地域の児童相談所につながりま児童相談所全国共通3桁ダイヤミ)い合わせ

供や相談に応じます。どんなことで子育てに関するさまざまな情報の提妊娠から出産、子育て期を通じて \Box

(福祉課内)

連絡者や連絡内容に関する秘

子育て支援センターどんぐりHOUSE ☎54-0039

	产13 0	
	身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、や けどを負わせる など
	心理的虐待	無視する、言葉でおどす、きょうだい間 での差別的扱い、目の前で暴力をふるう など
	ネグレクト	食事を与えない、不潔なままにしておく、 病気やケガを放置する、子どもが泣いて いても無視する など
	性的虐待	性行為を強要する、わいせつな映像を見せる など

相談はこちらに 保健医療課 ☎59-2140

たときは、 てください

ひとりで悩まずに

、周囲に気になるで悩まずに相談し

子育てにつ

て不安や悩みを抱え

起こることが少なく

りません。

、ださ

や福祉課の窓口

たときは、

に分けられ

子ども

ます

が、流

大きく4 推進月間

推

気軽に相談してください

これ

の機会に考りのパート

ナーシップについて、このせるよう、私たちのまわりそれぞれの個性や能力が上

このり

しまうこともあります。性別を選んで生まれ

、性別で人生が変わ

っってで

公開講演会

Profile

て1(共著)など。

コミュニティ助成事業で 自主防災活動の活性化

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119

玖波8丁目自治会(自主防災会) が、宝くじを財源とする令和3年度 コミュニティ助成事業の採択を受け ました。この助成金で、多目的キャ リー・フレームテント・三方幕の防

災備品を整備し、 地域の自主防災力 の強化を図りまし た。





多目的キャリー・フレームテント・三方幕

て伊﨑楓華さんと古村色葉くんが受玖波小学校では、1年生を代表し 培養土などを贈り 広島西特別支援学校を訪れ、 局廿日市支局長らが、 て毎年行 心を育ててほし 取り 子どもたちが協力 プの球根260個とプランタ 「花が咲 って 命の大切さや思 人権擁護委員、 る という願 人権の花 た。 チュ を込

女も・男も 成熟社会をめざして

~男女共同参画をすすめるためには~

(9時30分から受け付け)

アゼリアおおたけ

岩国市在住。埼玉・東京でフリーランスライターとして活動。世界各国の子

育て事情に精通し、講演活動、別冊PHP、NHK出版「すくすく子育て」など

にコラムや特集を執筆するなど幅広く活動中。「自分らしく生きるには」「男

女共同参画について」「女性の人権」「介護の人権」「DVについて」「終活」など のテーマで講演会を数多く行っている。著書に「ここが違うよ、日本の子育

岸かおる さん (ヒューマンネットワークゆい代表)

10時▶12時

11月19日金

とお礼の言葉を述べました。 がさや思いやりのかして花を咲かれ たら見に来てく 玖波小学校と安員、広島法務 運動』。 のせ

坂本スミヱ人権擁護委員から球根が手渡されました。



問い合わせ

自治振興課

259-2145



59 2 1

4

人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

(主義)女性の人権ホットライン 強化週間

0570-070-810

夫・パートナーからの暴力やストーカーなど の事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局と県人権擁護委員連合会では、こ れらの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決 を図るための相談活動の強化に取り組みます。

11月12日金から18日休までの7日間、全国一 斉「女性の人権ホットライン」強化週間の取り 組みとして、常時開設している専用相談電話「女 性の人権ホットライン | の電話回線を増設する とともに、電話相談時間を延長して、女性の人 権問題に対応します。

ひとりで悩まず、電話してください。

電話番号

0570-070-810

実施期間

11月12日金~ 18日休

相談受付時間

8時30分~19時

ただし、土・日曜日は10時~17時

暮らしの中の悩みを相談 特設人権相談所開設

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

12月4日出から10日金までは人権週間です。 人権週間は、世界の平和と人類の幸福を願って、 人間として当然に持っている基本的権利を、お 互いに尊重しなければならないということを表 明した世界人権宣言の採択に由来しています。

人権週間に特設人権相談所を開設します。

とき

12月4日出 10時~ 15時

ところ

総合市民会館1階小集会室

相談内容

暮らしの中のさまざまな問題(離婚、相続、 隣近所のもめごと、いじめなど)

※相談無料、秘密厳守、予約不要

相談員(人権擁護委員)

古原陽子さん、坂本スミヱさん、弘兼秀子さん、 前安井美千子さん、正木靜夫さん、山本竹生さん